

プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討
第 88 回退職給付専門委員会及び第 361 回企業会計基準委員会で聞か
れた意見
項目

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 88 回退職給付専門委員会（2017 年 5 月 23 日開催）及び第 361 回企業会計基準委員会（2017 年 5 月 30 日）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

論点の識別に対して聞かれた意見

検討にあたっての方針に対する意見

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

2. 年内に最終基準化を目指すという観点から、債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点のみに限定することは理解できるが、国際的な整合性が保たれている現在の退職給付会計基準の基本的な枠組みを保持したうえで議論すべきである。

(対応案)

事務局の方針に同意する意見である。

3. マイナス金利下での退職給付債務の割引率を検討するにあたっては、リスクフリーレート割引率を用いる他の基準（例えば、資産除去債務など）への影響も考慮した上で検討すべきではないか。本検討において単一の方法を決めた場合、他の基準でも同じ方法を用いるべきか否かという議論が生じ得る。それを鑑みると、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法も認められるという結論もあり得るのではないか。
4. 利回りの下限としてゼロを利用する方法と、マイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれの方法のほかに、それぞれの方法に何らかの補正をする方法も考え得るので、二つの方法に限定する必要はないのではないか。

(対応案)

第 3 項及び第 4 項への対応については審議事項(3)-2 参照

第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 平成 30 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度からの適用するために、一定程度の準備期間を確保することを考慮すると、平成 29 年 12 月までに最終基準化することを

目標とすることは適切である。なお、実務対応報告第34号の公開草案を公表した際にはコメント募集のための公開期間を短縮したが、今回は原則どおり2か月以上の公開期間を確保できるよう留意いただきたい。

6. 債券の利回りがマイナスの状況下における固有の論点のみを取り扱うという事務局の提案について、基本的に賛成する。ただし、現時点では検討の対象外とした論点についても、議論の方向次第で検討する必要があると出てくる可能性もある。

(対応案)

事務局の方針に同意する意見である。なお、第6項ただし書きの意見については、議論の検討状況を踏まえ、必要に応じて検討を行うか否かを判断する。

企業の判断に基づく国債から優良社債への変更に関する論点に対する意見 (事務局の分析に同意する意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

7. 割引率の基礎とする債券を国債から優良社債に変更するにあたっては、監査上、適時性や合理的な理由が求められるべきであり、国債の利回りがマイナスになった場合にその変更を認めることは慎重に考えるべきである。
8. 国債から優良社債への変更の論点を検討の対象としないことは理解できる。なお、検討の対象としない論拠についてはもう少し整理しておいた方がよい。

(対応案)

事務局の分析に同意する意見である。

(事務局の分析に同意しない意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

9. 国債の利回りがマイナスであることが異常値であるかどうかはポイントではなく、利回りがマイナスとなった国債を割引率の基礎として用いることは、見積りのインデックスとして不適切であると考えられるため、現状では利回りがプラスの優良社債を割引率の基礎として用いるほうがより適切であると考えられる。また、優良社債の利回りが今後マイナスとなる可能性がないとはいえないという記載は、根拠が不明である。したがって、記載されている理由付けはいずれも納得感がない。
10. 仮に利回りの下限としてゼロを利用する方法を認めない場合、国債から優良社債へ変更を認める余地はあると考えられる。

(対応案)

第9項及び第10項への対応については審議事項(3)-2 参照

(その他の意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

11. 日本企業が連結財務諸表においてIFRSを任意適用している場合、連結財務諸表では優良社債を割引率の基礎として使用し、日本基準の個別財務諸表では国債を使用する場合、二重に計算を行うことが実務的に負担になる。現時点では本論点を検討対象としないとしても、将来的には検討が必要であると考え。
12. 国債と優良社債にはスプレッドがある状況において、損益に影響が生じることを踏まえると、割引率においてどちらを使っているかを開示することについて検討してもよいのではないかと。
13. (上記の意見に対して) 開示を検討する場合には、どの程度有用性が高まるかを明確にする必要があるが、仮に国債を使っている場合であっても、従業員の年齢構成、イールドカーブ、重要性基準などの要因によって一義的には決まらず、国債と優良社債のどちらを使っているかを開示する有用性には疑問がある。

(対応案)

第11項から第13項への対応については審議事項(3)-2 参照

IFRSとの整合性に関する論点に対する意見

(事務局の分析に同意する意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

14. IFRSとの整合性を検討するにあたっては、我が国において優良社債の市場はどの程度の厚みがあるのか、そもそも優良社債を用いることが適切なのか等多くの論点があり、国際的な議論の動向を踏まえたうえで、必要であれば検討すればよいのではないかと。

(対応案)

事務局の分析に同意する意見である。

(その他の意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

15. 国債の方が優良社債より信用リスクが低いことをもって、優良社債を原則とするIFRSの内容を受け入れる必然性がないとする理由は納得感がないので、本資料に記載する必要はないのではないかと。

16. (上記の意見に対して) IFRS ではなぜ優良社債を原則としているのかの記載がないため、当該理由に結び付いていないのではないか。
17. 平成 24 年に退職給付会計基準を改正した当時は、国債と優良社債のスプレッドは大きくなかったが、現在のマイナス金利下ではスプレッドが広がってきており、会計基準を改正して原則として優良社債の利回りとする取扱いに変更することを検討する意義があるのではないか。

(対応案)

第 15 項から第 17 項への対応については審議事項(3)-2 参照

「割引率の変更は会計方針の変更と会計上の見積りの変更のいずれに該当するか」に関する論点に対する意見

(事務局の分析に同意する意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

18. 利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかのみを認めるのであれば、本論点は会計基準の適用初年度における経過措置の問題であり、今回、議論する必要はないのではないか。
19. 会計方針の変更か会計上の見積りの変更かは、マイナス金利下での特有の論点ではないので、今回、検討する必要はないと考える。

(対応案)

事務局の分析に同意する意見である。

(その他の意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

20. 割引率は、退職給付債務を見積る過程でのインデックスであることを鑑みると、国債と優良社債のいずれを採用するかは会計上の見積りに該当すると考える。

(対応案)

割引率を参照する債券として、国債を採用するのか優良社債を採用するのが、会計方針と会計上の見積りのいずれに該当するかの見解を示す意見である。

利回りの下限としてゼロを利用する場合の具体的な計算方法に関する論点に対する意見

(事務局の分析に同意する意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

21. 具体的な計算方法については、一定の合理性がある範囲で認められるものと考えており、会計基準において具体的な計算方法を定めることによって実務上の処理を狭めてしまうことは避けるべきである。
22. 現在、実務では特段の問題なく運用されており、具体的な計算方法を定めることによって実務が混乱するのであれば、今回、検討する必要はないのではないか。

(対応案)

事務局の分析に同意する意見である。

論点の分析に対して聞かれた意見

論点1：マイナス金利の状況下における金銭的時間価値に対する意見

(見解1に反対する意見)

第88回退職給付専門委員会で聞かれた意見

23. 仮に年金資産がある制度を前提とした場合、当該制度において掛金の設定の際には割引計算をしているので、運用収益を得る目的である年金資産については現金を保有し続けるのではなく、その目的のためにマイナス利回りの資産に投資することも十分あり得ると考える。
24. 見解1は、現金を保有すればリスクなしにゼロの利回りを実現できるため、リスクフリーレートは下限がゼロになるとの主張であるが、仮にこの考え方が正しいのであれば、市場でマイナスの利回りは発生しない。仮にこの見解が正しい場合、長期投資を行う機関投資家が償還まで国債を保有することは経済合理性がないことになるが、現実にはそうっておらず、実態を無視した見解である。

第361回企業会計基準委員会で聞かれた意見

25. 現金をある程度大量に保有する場合、相当程度のコストがかかるというのが市場のコンセンサスであり、当該コストの範囲内でマイナスの利回りが許容されていると考えられる。実際にマイナスの利回りが市場で観察されていることを考えると、見解1は市場取引における債券価格と整合していないと考える。
26. 見解1はマイナス金利の債券の市場価格が不適切だという考え方を伴う可能性があるため、年金資産の評価において市場価格を調整する必要があるか否かについても検討が必要となる可能性があるのではないか。
27. 退職給付会計基準を開発した当時はマイナスの利回りが想定されていなかったのは事実であると考えられるが、理論的には起こり得ることであり、見解1をもって

利回りの下限としてゼロを利用する方法の論拠とはならないのではないかと。

(対応案)

第 23 項から第 27 項への対応については審議事項(3)-3 参照

(見解 2 に反対する意見)

第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

28. マイナスの利回りの資産に投資することは理論的には考え得るが、説明責任を果たすことができず、年金制度自体を廃止することが合理的な判断になると考えられるので、現実的には当該資産に投資することは起こり得ないのではないかとと思われる。

(上記の意見に対して) マイナス金利の国債への投資は経済合理性がなくトレーディング目的以外では行われなければならないとの意見があるが、必ずしもそうではないと考える。マイナス金利の状態であっても年金資産には国債は相当程度組み込まれ継続保有されている。仮に、マイナス金利の国債への投資に経済合理性がないのであれば全て売却されるはずであり、マイナス金利の国債への投資に経済合理性がないとは言えない。

(対応案)

審議事項(3)-3 参照

(その他の意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

29. 本論点を議論するうえでは、マイナス金利の経済的な性質を分析する必要があるのではないかと。例えば、マイナス金利は通常は起こらないものが市場の歪みによって生じているのか、現金として保有する場合には一定の保管コストがかかるので当該コストの範囲でマイナス金利はあり得るものなのか、についても整理した方がよいと考える。

(対応案)

本検討においては、マイナス金利の経済的な性質についての分析は行わず、マイナスの利回りが生じている事実を所与として、当該事実を会計上の取扱いの中にどのように取り込むかについて分析を行っている。

論点 2 : 退職給付債務の算定額に対する意見

(退職給付債務を「企業固有の見積りに反映させる方法」に分類することに反対する意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

30. 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第96項において、「年金資産の運用収益率をそのまま割引率として用いることはできない」とされており、現金で保有するという年金資産の運用内容に応じて割引率は決まらず、利回りの下限としてゼロを利用する方法を正当化する理由とはならないのではないか。
31. 退職給付債務を計算するにあたって、退職率や昇給率は企業固有の見積りを反映させるが、本検討の対象としている割引率については一般的な市場金利を反映させるものであり、企業固有の見積りを反映させる方法に分類するという考えには疑問がある。

(対応案)

第30項及び第31項への対応については審議事項(3)-3参照

(マイナスの利回りをそのまま利用する方法に反対する意見)

第361回企業会計基準委員会で聞かれた意見

32. 割引率については、安全性が高く客観的であるということから国債が採用されているケースが多いと考えられるが、マイナスの利回りの状況下で国債の利回りをそのまま使い続けることは財務報告の目的から乖離するおそれがあるのではないかと。仮にマイナスの利回りをそのまま利用する方法のみ認めるとする場合、その目的や意義を明確に説明できなければ、実態を描写するという財務報告の目的から乖離すると考える。
33. 仮にマイナスの利回りをそのまま利用する方法のみと定める場合、資産除去債務等、他の会計基準における割引率への影響も考慮する必要がある。また、マイナスの利回りをそのまま利用する方法を採用した場合、給付までの期間にわたって毎年利益(利息費用のマイナス)を計上することになるが、当該処理が退職給付会計の目的と合致するのか疑問である。
34. マイナスの利回りをそのまま利用する方法を採用した場合、計算された債務の額の履行が将来起こり得るのかという点から、負債として計上することに疑問が残る。年金資産の資産評価と退職給付債務の負債の計算を切り離して考えることは理論的に整理が難しく、資産と負債を一体で考えた上で割引率はどうかについて検討する必要があるのではないかと。

(対応案)

審議事項(3)-3の記載内容に同意する意見である

論点 3：退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係に対する意見

(退職給付債務の評価と年金資産の評価は関係ないとの意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

35. 退職給付債務は割引計算により貸借対照表価額を計算する一方で、年金資産を時価で評価することとしており、時価評価を行う金融資産及び負債と退職給付債務は性格が異なるものであるため、退職給付債務の計算と年金資産の評価を関連付けることには違和感がある。

(対応案)

審議事項(3)-3 参照

(利回りの下限としてゼロを利用する方法によると退職給付債務の評価と年金資産の評価が整合しないとの意見)

第 88 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

36. 仮に年金資産をすべて債券で運用する手法をとる場合、年金資産と退職給付債務がバランスしている状態で割引率について利回りの下限としてゼロを利用する方法を採用すると、退職給付債務の額はマイナス利回りをそのまま利用する方法に比べて小さくなる一方で、債券価格の上昇分が年金資産の評価に反映されて利益が生じる結果となり、バランスを欠くと思われる。

(対応案)

審議事項(3)-3 参照

(その他の意見)

第 361 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

37. 今回は恒久的な取扱いを検討することを考慮すると、マイナス金利の状態での金利のさらなる変化（低下）について、より適切に経済実態の変化を示す退職給付債務の評価方法はどちらなのか、という観点でも検討する必要があるのではないか。ゼロ止めでは、マイナス金利下での金利の変化による退職給付債務の経済実態の変化が覆い隠されてしまうことになるうえ、年金資産が存在する場合には資産・負債の評価の変動の明白な不整合が生じることになり、到底正当化できないと考えている。

(対応案)

審議事項(3)-3 参照

以上